

建築士法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 建築士法施行令について所要の規定の整備を行う。(本則関係)
- 2 この政令は、建築士法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。(附則関係)